

平成二十一年人事院規則九一―二三

人事院規則九一―二三（本府省業務調整手
当）

人事院は、一般職の職員との給与に関する法律
（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、本府
省業務調整手当に關し次の人事院規則を制定す
る。

（趣旨）

第一条 本府省業務調整手当の支給については、
別に定める場合を除き、この規則の定めるとこ
ろによる。

（国の行政機関の内部部局）

第二条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院
規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に
掲げる組織とする。

- 一 会計検査院事務総局
- 二 人事院事務総局の内部部局
- 三 国家公務員倫理審査会事務局
- 四 内閣官房
- 五 内閣法制局の内部部局
- 六 内閣府の内部部局及び本府に置かれる職
- 七 宮内庁の内部部局（宮内庁病院及び陵墓監
区事務所を除く。）
- 八 公正取引委員会事務局の内部部局
- 九 警察庁の内部部局
- 十 個人情報保護委員会事務局
- 十一 カジノ管理委員会事務局
- 十二 金融庁の内部部局
- 十三 消費者庁の内部部局
- 十四 こども家庭庁の内部部局
- 十五 デジタル庁に置かれる職
- 十六 総務省の内部部局及び本省に置かれる職
- 十七 公害等調整委員会事務局
- 十八 消防庁の内部部局
- 十九 法務省の内部部局
- 二十 最高検察庁
- 二十一 出入国在留管理庁の内部部局
- 二十二 公安審査委員会事務局
- 二十三 公安調査庁の内部部局
- 二十四 外務省の内部部局及び本省に置かれ
る職
- 二十五 財務省の内部部局
- 二十六 国税庁の内部部局（国税庁監察官、監
督評価官その他の長官官房の職であつて、人
事院が定めるものを除く。）
- 二十七 文部科学省の内部部局及び本省に置か
れる職

- 二十八 スポーツ庁の内部部局
- 二十九 文化庁の内部部局
- 三十 厚生労働省の内部部局及び本省に置かれ
る職
- 三十一 中央労働委員会事務局の内部部局
- 三十二 農林水産省の内部部局
- 三十三 林野庁の内部部局
- 三十四 水産庁の内部部局
- 三十五 経済産業省の内部部局
- 三十六 資源エネルギー庁の内部部局
- 三十七 特許庁の内部部局
- 三十八 中小企業庁の内部部局
- 三十九 国土交通省の内部部局及び本省に置か
れる職

- 四十 観光庁の内部部局
- 四十一 気象庁の内部部局
- 四十二 運輸安全委員会事務局の内部部局
- 四十三 海上保安庁の内部部局
- 四十四 環境省の内部部局（国民公園管理事務
所及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所を除
く。）及び本省に置かれる職
- 四十五 原子力規制庁
- 四十六 防衛省の内部部局

（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則
で定める業務）

第三条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院
規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 会計検査院事務局事務総長官房の研修に
關する業務であつて、人事院が定めるもの
- 二 内閣官房の業務であつて、次に掲げるもの
イ アイヌ総合政策室北海道分室の業務
ロ 沖縄連絡室沖縄分室の業務
- ハ 内閣衛星情報センターの副センター及び
受信管制局の業務
- 三 宮内庁の埼玉鴨場及び新浜鴨場並びに御用
邸管理事務所の業務
- 四 警察庁の業務であつて、次に掲げるもの
イ 長官官房技術企画課情報処理センターの
業務であつて、人事院が定めるもの
ロ 工場の業務
- ハ 刑事局の犯罪鑑識に關する業務であつ
て、人事院が定めるもの
- 五 消防庁総務課の専門的科学的知識と創意等
をもつて行われる試験研究又は調査研究業務
- 六 出入国在留管理庁総務課の研修に關する業
務であつて、人事院が定めるもの
- 七 文部科学省の業務であつて、次に掲げる
もの

- イ 研究交流センターの業務
- ロ 敦賀原子力事務所の業務であつて、人事
院が定めるもの
- ハ 水産庁資源管理部の特定水産資源（漁業法
（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一
条第二項第三号に規定する特定水産資源をい
う。）の漁獲の指導及び監督に關する業務で
あつて、人事院が定めるもの

- 九 資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力
立地・核燃料サイクル産業課の業務であつ
て、人事院が定めるもの
- 十 国土交通省の業務であつて、次に掲げる
もの
- イ 物流・自動車局安全政策課及び自動車情
報課の業務であつて、人事院が定めるもの
- ロ 空港保安防災教育訓練センターの業務
- ハ 航空局安全全部航空機安全課航空機技術審
査室の業務
- ニ 航空機技術審査センターの業務
- ホ システム開発評価・危機管理センターの
業務

- ヘ 航空情報センターの業務
- ト 飛行検査センターの業務
- チ 技術管理センターの業務
- リ 性能評価センターの業務
- イ 気象庁の業務であつて、次に掲げるもの
情報基盤部情報通信基盤課システム運用
室の業務
- ロ 気象観測所の業務
- ハ 航空交通気象センターの業務
- ニ 気象測器検定試験センターの業務
- 十二 運輸安全委員会事務局の地方事務所の
業務
- 十三 海上保安庁警備救難部及び海洋情報部の
業務であつて、船員法（昭和二十二年法律第
百号）第一条に規定する船員である職員その
他これに準ずるものとして人事院が定める職
員が従事するもの
- 十四 環境省の生物多様性センターの業務
- 十五 原子力規制庁の業務であつて、次に掲げ
るもの
- イ 地域原子力規制総括調整官事務所の業務
であつて、人事院が定めるもの
- ロ 六ヶ所保障措置センターの業務であつ
て、人事院が定めるもの
- ハ 原子力艦モニタリングセンターの業務で
あつて、人事院が定めるもの

- ニ 原子力規制事務所の業務であつて、人事
院が定めるもの

（給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則
で定める業務）

- 第四条 給与法第十条の三第一項第二号の人事院
規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。
- 一 次に掲げる組織の業務
- イ 食品安全委員会事務局
- ロ 国会等移転審議会事務局
- ハ 公益認定等委員会事務局
- ニ 再就職等監視委員会事務局
- ホ 消費者委員会事務局
- ヘ 経済社会総合研究所（経済研修所を除
く。）
- ト 地方創生推進事務局（地方連絡室を除
く。）
- チ 知的財産戦略推進事務局
- リ 科学技術・イノベーション推進事務局
- ヌ 健康・医療戦略推進事務局
- ル 宇宙開発戦略推進事務局
- ヲ 北方対策本部
- ワ 総合海洋政策推進事務局
- カ 国際平和協力本部事務局
- ヨ 日本学術会議事務局
- タ 官民人材交流センター
- レ 証券取引等監視委員会事務局
- ソ 公認会計士・監査審査会事務局
- ツ 行政不服審査会事務局
- ネ 情報公開・個人情報保護審査会事務局
- ナ 官民競争入札等監視委員会事務局
- ラ 電気通信紛争処理委員会事務局
- ム 情報通信政策研究所調査研究部
- ウ 政治資金適正化委員会事務局
- キ 財務総合政策研究所（研修部を除く。）
- ノ 会計センター（研修部を除く。）
- オ 国税不服審判所（支部を除く。）
- カ 国立教育政策研究所
- ク 科学技術・学術政策研究所
- マ 中央駐留軍関係離職者等対策協議会事
務局
- ケ 農林水産政策研究所
- フ 農林水産技術会議事務局（筑波産学連携
支援センターを除く。）
- コ 電力・ガス取引監視等委員会事務局
- エ 国土交通政策研究所
- テ 海難審判所（地方海難審判所を除く。）

| | | | | 研究職 俸給表 | | | | | | |
|----|--------|----------|----------|------------|--------|----|--------|----------|----------|----------|
| 以上 | 五級 | 四級 | 三級 | 二級 | 一級 | 以上 | 七級 | 六級 | 五級 | 四級 |
| 以上 | 七級 | 六級 | 四級 | 二級 | 一級 | 以上 | 七級 | 六級 | 五級 | 四級 |
| 円 | 四一、八〇〇 | 円 三九、二〇〇 | 円 二二、一〇〇 | 八、八〇〇円 | 七、二〇〇円 | 円 | 四一、八〇〇 | 円 三九、二〇〇 | 円 三七、四〇〇 | 円 二二、一〇〇 |
| 円 | 三四、五〇〇 | 円 三〇、三〇〇 | 円 一六、八〇〇 | 八、六〇〇円 | 七、二〇〇円 | 円 | 三四、五〇〇 | 円 三〇、三〇〇 | 円 二七、八〇〇 | 円 一六、八〇〇 |